

OBA MJ 特集3 OUTREACH

アウトリーチ

～出かけていく弁護士、弁護士会へ～ 第7回 高齢者消費者被害の出前講座を 実施しています。

消費者保護委員会委員・高齢消費者被害対策プロジェクトチーム 座長 川本 真聖

1. どんなアウトリーチか

消費者保護委員会委員と高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）運営員会委員とが中心になって、大阪府下の地域包括支援センター、自治会・町会、老人クラブ等に、高齢者消費者被害の予防と救済についての講座に出かけています。お話をする対象は、高齢者ご本人のみならず、民生委員や町会長さんなど地域の世話役の方々も含まれます。よくある被害例とその対応策を説明したり、訪問販売お断りステッカーや迷惑勧誘電話防止装置などの予防ツールを紹介したり、見守り活動の必要性和その際の注

意事項をお話しするなどしています。大阪弁護士会訪問販売お断りステッカーもお配りしています。

2. 企画の経緯

消費者保護委員会では、増加し続ける高齢者の消費者被害に対応するために、平成25年に高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）運営員会と一緒に「高齢消費者被害対策プロジェクトチーム」（以下「高齢PT」といいます）を立ち上げ、各自治体に対し、被害の予防と救済のためのネットワークを充実させるよう活動を行ってきました。平成26年には「高齢者の消費者被害の予防と救済に関するネットワークづくりに関する要望書」を取りまとめて、大阪府及び府下自治体に送付しましたが、その後実際に府下自治体を回って意見交換会を実施するなどしてきました。この様な活動の中で、自治体そのものだけでなく、実際に見守りをしておられる現場への関心が高まり、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を囲んでの勉強会を実施したり、社会福祉協議会を訪問したりするなども行ってきました。

一方、消費者保護委員会では、平成27年8月、大阪弁護士会の「訪問販売お断りステッカー」を企画・作成し、このステッカーの頒布活動を高齢PTが中心になって行うようになりました。高齢PTでは、ステッカーを通して消費者被害の予防救済を学んでいた

訪問取引お断り
勧誘禁止



このステッカーを無視して
勧誘を行った場合は、
大阪府消費者保護条例 17 条
違反となります。

OBA 大阪弁護士会
Osaka Bar Association since 1880

だくために、「説明して配る」ということを原則にしたのですが、ステッカーが非常に好評であったことから、地域包括支援センター、老人クラブ、自治会等、色々なところから配布のご要請をいただいて出向くという活動を行うようになりました。

高齢PTとしてはこのような活動を通じて、消費者被害に関する講座等の需要があることを確信し、また現場とつながりを持つことの重要性や面白さを感じてきたところでしたが、そこに今年度のアウトリーチ企画の案内を受けたことから、この企画を立ち上げるに至りました。

3. 実施の状況と効果、今後の課題

弁護士会担当事務局さんの方から、大阪府下の社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ連合会、市役所の自治会担当に案内チラシを送付いただく形で広報を行いました。10月末までに38件のお申込みをいただくことができました。現在、順次講座に行っています。

私の方では、10月25日に、大阪市住吉区内の町会で、約25名の地域の世話役の方々にお話をさせていただきました。約1時間私の方からお話をさせていただいた後、同行いただいた同区のCSWさんから同区の消費者被害の実情についてお話がありました(ある悪質商法の被害が徐々にエリアを移動してきているという興味深い話でした。)。また、会長さんの方では私が話の中で紹介した兵庫県伊丹市の自治会における訪問販売お断りステッカー設置の取り組みに強く興味を示され資料をお渡ししてきました。このような講座の実施には、企画をする町会等の側にもやる気とエネルギーが必要です。CSWさんによれば同町会は、行政に先駆けて防犯の取り組みをするなど、非常に意識が高いということであり、こちらとしても大変勉強になりました。

講座実施後には、代表の方からアンケートをいただいています。おおむね好評ですが(…まだ実施数が少ないので期待をこめてですが)、要望として、テーマを絞って深い話をしてほしいなどのお声もいただいています。今回の講座は、講師の負担を減らして、高齢PTメンバー以外にも広く講師になっていたくことを考え、あらかじめ一定の講座用スライド

を用意し、それを適宜加工して利用していただいています。ただ、それぞれの地域で見守りの状況は違いますし、地域に多い被害類型や住民の方の意識も違いますから、本来的には、その地域を知って、その地域に応じたお話や見守りの提案をするべきなのだろうという思いもあります。また、講師側から一方的に話すだけでは印象に残りにくいところがありますから、授業におけるやりとりのように(ソクラテスメソッドというものがあるそうです)双方向性をもったやり取りの工夫、話の中により笑いを取り入れるなど、講座自体にもさらに工夫をしていくことが必要だとも思います。

さらに、本当に消費者の守る力を上げ、地域の見守り体制を充実させるためには、一度の講座では難しいところがあるように思います。個人的な考えですが、弁護士が「地域の見守りアドバイザー」として求められ、その地域に密着してアドバイスをすることに繋がれば、大きな力になるのではないかと思います。

4. 最後に

38件の要請をいただけたこの事業ですが、ではこれを有償事業につなげられるかということそう容易くはないように思います。消費生活センター等でも、消費者被害の出前講座は実施されていますし、最新の被害動向などはセンター相談員さんの方が知識が豊富であつたりします。しかし、弁護士には、具体的事件の相談を受けて、代理人として行動できるという強みがあります。今回の事業も、講座の実施後に、座談会や無料法律相談会を実施できることとしています。10月末現在で受任例はまだありませんが、今年度の事業を通じて改善点等が学べればと思います。

最後に、この事業の最大の効果は、この事業を通じて、担当弁護士や弁護士会の活動がより広域に知られ、「連携」がとりやすくなるということだと思っています。弁護士業務の開拓にすぐに繋がるというものではないと思いますが、諸処の活動を行う上で、連携は欠かせないものになっているように思います。

まだまだ発展途上の高齢者消費者講座事業ですが、担当弁護士の皆さまの意見を受けるなどしてより充実したものとし、継続していけるように努力をしていきたいと考えています。